

越前市中小企業振興基本条例

越前市は、古くは継体天皇ゆかりの地として、また、「大化の改新」の頃に越前の国の国府が置かれ、以来、北陸地方の政治、経済、文化の中心地として栄えてきた。さらに、越前市は、歴史と文化に根ざした伝統産業から先端産業まで、幅広いものづくりの産業が集積しているほか、豊かな自然環境も有している。

越前市には個性豊かで様々な可能性を持つ中小企業が集まり、創意工夫を凝らしながら、新しい商品、サービス及び技術の開発や市場の開拓などに積極的に挑戦し続けてきた。また、中小企業は、その事業活動を通じて、雇用や税収への寄与をはじめ、まちづくりや災害対応など、地域社会に貢献する重要な役割を果たしている。このような中小企業が集積は、越前市が持つ優位性であり、財産でもある。

私たちは、このことを深く認識し、中小企業が誇りを持って事業活動を行うことができるよう、地域社会全体で中小企業の振興を図り、もって活力のある豊かな越前市の実現を目指すことを決意し、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興について、市、中小企業者、大企業者及び市民の役割等を明らかにするとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策の基本方針を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号のいずれかに該当する者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第5項に該当する者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(3) 大企業者 中小企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(4) 中小企業団体 商工会議所、商工会、事業協同組合その他の中小企業の振興を目的とする団体をいう。

(5) 市民 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。

(市の役割)

第3条 市は、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、地域性を考慮し、及び中小企業の実態を把握するとともに、中小企業者の意見を反映し、国、関係地方公共団体、中小企業者、大企業者、中小企業団体及び市民と協力して、効果的かつ迅速に行うよう努めるものとする。

(中小企業者の役割)

第4条 中小企業者は、自ら率先して経営の革新（法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）、経営基盤の強化及び経済的社会的環境の変化への即応に努めるものとする。

2 中小企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 中小企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を果たし、暮らしやすい地域社会の実現に努めるものとする。

(中小企業団体の役割)

第5条 中小企業団体は、その事業活動を通じて、中小企業の振興に取り組むよう努めるものとする。

2 中小企業団体は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第6条 大企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を果たすとともに、中小企業が自らの事業活動の維持及び発展のために重要な存在であることを認

識し、中小企業との連携に努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業の振興が市内経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第7条 市民は、中小企業の振興が市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第8条 市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 中小企業者の経営の革新を図ること。
- (2) 中小企業者の人材の確保及び育成、雇用の安定、資金調達の円滑化その他の経営基盤の強化を図ること。
- (3) 中小企業の創業の促進及び事業の継続を図ること。
- (4) 中小企業者と国、関係地方公共団体、大企業、大学等の研究機関及び中小企業団体との連携並びに中小企業者相互の連携を促進すること。
- (5) 伝統的工芸品、農林産物、自然、歴史、文化その他の地域資源を利用した中小企業者の事業活動を近隣地域との連携を含めて推進すること。
- (6) 農商工連携、異業種連携に取り組む中小企業者の事業活動の推進を図ること。
- (7) 小規模企業者など経営規模を勘案した振興施策の実施を推進すること。
- (8) 中小企業者が地域社会と協力して取り組む活動を促進すること。
- (9) 中小企業の振興に関する市民の理解及び協力の促進を図ること。

(財政上の措置)

第9条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(越前市中小企業振興条例の廃止)

2 越前市中小企業振興条例(平成17年越前市条例第151号)は、廃止する。